令和●年（ヨ）第●号仮処分命令申立事件

債権者　●

債務者　●

申立ての変更申立書

令和●年●月●日

東京地方裁判所民事第９部御中

債権者代理人弁護士 ●

1. 変更後の申立の趣旨

　債務者は、債権者に対し、別紙発信者情報目録記載の各情報を仮に開示せよ。

との裁判を求める。

1. 変更後の申立の理由
   1. 被保全権利
      1. 基本的に、仮処分命令申立書に同じ。
      2. 債務者の保有する発信者情報

　債務者の答弁書によると、債務者はMNOであり、発信者に関する情報を保有するのは、MVNO（他の開示関係役務提供者）である。

* 1. 保全の必要性
     1. 他の開示関係役務提供者の早期開示の必要性

　接続プロバイダの通信記録の保存期間は３～６か月程度のため（甲●）、債権者が債務者に対し発信者情報開示請求の本案訴訟を提起しても、請求が認容され、他の開示関係役務提供者が開示された時点では、同社の通信記録は削除されている可能性が高い。

* + 1. 小括

　そこで、投稿者に対する権利行使ができなくなる事態を防ぐため、他の開示関係役務提供者の仮の開示を求めておく必要がある。

以上

（別紙）発信者情報目録

　別紙投稿記事目録記載のIPアドレスを同目録記載の接続日時（JST）に使用し、同目録記載の接続先IPアドレスに接続した通信を媒介した他の開示関係役務提供者に関する以下の情報

１　氏名または名称

２　住所

３　電話番号

４　電子メールアドレス

（別紙）投稿記事目録

|  |  |
| --- | --- |
| 閲覧用URL |  |
| 投稿者名 |  |
| 投稿内容 |  |
| IPアドレス |  |
| 接続日時（JST） |  |
| 接続先IPアドレス | のうち、いずれか |